

第 158号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当でないので取り消し、当該文書の存否を明らかにしたうえで、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成23年10月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日及び同月〇日の〇〇（以下「本件企業」という。）の立入調査に係る立入記録とその後の立入調査に係る計画書と命令書のうち警察に係るもの（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成23年11月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、平成〇年〇月〇日及び同月〇日の本件企業の立入調査に係る立入記録並びにその後の立入調査に係る計画書及び命令書のうち警察に係るものであることを示した上で、次の理由により、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

警察の捜査に関する情報は、その存否を答えることで、警察が本件企業に対して何らかの犯罪の捜査をしていること又はしていないことを示すこととなり、警察が既に把握している犯罪又は未だ把握していない犯罪について、当該企業が証拠隠滅等の対抗措置をとるなど、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

既に捜査が終結している事案であっても、関連企業の法令違反事件に着手する可能性があること、捜査の過程で発覚した別の法令違反事件の捜査に着手する可能性があることにより、捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、存否を明らかにすることにより、その結果として、条例第 7条第 1項第 3号に規定する非公開情報を公開することとなるため、本件行政文書の存否を明らかにせず公開請求を拒否する。

- 3 平成23年11月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、捜査資料の存否を答えることで、警察が本件企業に対して何らかの捜査を行っているか否かが明らかになると主張しているが、本件請求文書は、既に10年近く前に捜査が終了した本件企業の下水道法違反事件（以下「本件事件」という。）に関するものであり、また、本件企業が検挙されたことが報道発表されていることから、捜査をしていることは公知の事実である。したがって、回答義務がある捜査関係事項照会書（以下「照会書」という。）が名古屋市に届くことは公知の事実であり、存否応答拒否という取扱いは不適切である。

- (2) 本件企業が証拠隠滅等の対抗措置をとるなどのおそれがあるという主張については、警察が検挙した時点で本件事件についての証拠は保全されており、本件請求文書を公開することによる影響はない。

本件企業以外の者については、上記(1)のとおり捜査の事実が既に公知の事実であり、本件請求文書の公開と証拠隠滅等の対抗措置との因果関係があると捉えることは不適切である。

そもそも下水道法（昭和33年法律第79号）第46条の 2は直罰規定であり、形式犯として処罰されるものであるため、捜査している時点で犯行は既遂であり、証拠は警察が把握していると解するのが適切である。また、本件事件の場合、届出書や過去の行政指導状況の記録は実施機関でなければ証拠隠滅はできず、非公開理由にはならない。

- (3) 実施機関は、捜査の終結時点が認識できない以上、時間軸にとらわれず非公開とすべきと主張するが、平成〇年〇月の報道発表から、下水道法第46条の 2及び刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）第 250条第 2項第 6号の規定により、遅くとも平成〇年〇月には公訴時効が完成しており、本件事件は終結しているはずである。また、情報の性質によっては、一定期間

が経過した後公開される情報もある。

(4) 実施機関は、本件請求文書が不存在であることを明らかにした場合に、実際は違反行為を行っていた企業が、当該不存在の決定をもって違反行為を継続するおそれがあり、その結果市民に多大な被害を及ぼすこともありうる、としているが、恒常的に命令に違反するような事例は過去知られておらず、そもそも実施機関の規制業務が適正に行われていれば、違反行為が発生することはないはずである。また、違反行為が発生するおそれがあった場合においても、直ちに命令によって是正されるはずであるから、規制権限を有する実施機関が、違反行為を継続するおそれを主張すること自体、実施機関による規制業務の放棄すら示唆しているように解される。

(5) 警察が捜査を行っても、必ず逮捕するわけでも送検するものでもなく、独立して行われる犯罪捜査に影響を及ぼすとは通常は考えにくい。また、警察が把握していない犯罪については、警察が情報公開制度とは関係なく把握に努めるべき問題であり、本件請求文書の公開とは別個の問題である。

別の法令違反事件の捜査に支障を及ぼすとの主張については、実際に10年近く前の情報に関連して捜査に着手するとは考えにくい。捜査の可能性は本件公開請求とは関わりなく存在するものであり、非公開理由にはならない。

そもそも〇〇県警察（以下「県警」という。）が公表している犯罪統計によれば、平成13年度から現在までに、下水道法違反で県警が書類送検した事案は、本件請求文書に係る本件企業の事案 1件のみであり、実施機関が主張する同種の犯罪についての類推適用が妥当な主張となるのか疑問である。

下水道法違反については、実施機関が保有する規制権限によって、情報公開とは独立して担保されているものであるから、捜査の終結がなされない事案についても、公開に支障がないものとして取り扱うことが妥当である。

(6) 名古屋市は、照会書及びそれに関する書類は一律に非公開としている様子であり、過去の愛知県における情報公開審査会の答申も同趣旨の内容であるが、一律非公開とするのは情報公開制度上、問題のある運用である。

また、本件請求文書を全面非公開とすると、当該文書のすべての記載内容が別の犯罪捜査に影響することがあり得るということになるが、公開可能な部分が意味をなさない程度にしか残らないということはある得ない。

照会書のタイトル、発出時点、発出した警察職員の氏名、あて先及び表紙記載内容については公開できる。特に、公務員の氏名については原則公開であるから、警察職員の氏名については必ず公開されるものである。

(7) 実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第1項第3号の情報が明らかになると主張し、本件企業の社会的地位の保護を重視しているとも考えられるが、本件事件は本件企業の法令違反を起因として起こったものであり、本件企業が責任を負うのは当然である。

また、廃棄物の処理については公益性が大きく、実施機関が立件までの間に本件企業にどのように関わり指導してきたのかを公開すべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 警察からの照会は、警察がいつ、誰に対して、どのような捜査を行っているのかを示す文書であり、その内容を公開すると、将来同種の犯罪を企図している者が証拠隠滅等の対抗措置をとるなど、犯罪捜査の遂行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第7条第1項第3号により非公開情報とすべきものとする。

2 本件事件は、平成〇年〇月に報道されているが、実施機関としては本件事件が既に終結しているのか、あるいは現在も捜査中なのか状況が認識できない。そのため本件請求文書の存否を明らかにしてしまうと、警察が本件企業に対して何らかの捜査をしていること又はしていないことを明らかにすることとなり、警察が既に把握している犯罪又は未だ把握していない犯罪を含めて、本件企業が証拠隠滅等の対抗措置をとるなど捜査に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、10年近く前に捜査が終了した事件であっても、捜査の終結時点が認識できない以上、時間軸にとらわれず非公開とすべきものである。

また、捜査に支障がないという主張はあくまで審査請求人の推測に基づくものであり、立証できるものではない。

3 仮に捜査が終結したとみなし得る事件であっても、警察が関連企業の法令違反事件に着手する可能性又は捜査の過程で発覚した別の法令違反事件の捜査に着手する可能性もあるため、捜査の終結をもって公開に支障がないということにはならない。

実施機関において捜査の可能性がないとわからない以上、公共安全情報と

して非公開とすべきものである。

- 4 本件請求文書の存否応答を行うことの問題点として、本件請求文書が不存在であることを明らかにした場合に、実際は違反行為を行っていた企業が当該不存在の決定をもって違反行為を継続するおそれがあり、その結果、市民に多大な被害を及ぼすこともあり得る。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件事案について

当審査会の調査によると、本件事案に関し、次の事実が認められる。

- (1) 本件事案は、本件企業が、排水基準を上回る〇〇〇を含んだ水を下水道に排出している疑いがあるとして、平成〇年〇月〇日に県警が本件企業を〇〇地方検察庁に送致した本件事案に関するものである。

なお、本件事案については、当該書類送検の前後の日において、新聞各社により報道されている。

- (2) 本件企業が立入調査を受けたことは、審査請求人が行った他の公開請求において、実施機関が明らかにしている。当該請求では、平成〇年〇月〇日及び同月〇日付け立入調査、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付け事業場立入記録、改善命令書、改善計画書、始末書、嘆願書、改善報告書並びに嚴重警告書を特定し、一部公開決定を行っている。

- (3) 一般に公表されている県警の犯罪統計書及び平成〇年当時の新聞記事を

照らし合わせることにより、警察が本件企業に立入調査を行った事実及び本件企業を書類送検した事実については、明らかとなっている。

4 条例第 9条該当性について

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、公共の安全に最大限配慮しながらも、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 当審査会は、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 3号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

イ 本件事案は、下水道法違反に関する事案であり、本件請求文書が存在する場合、当該文書は犯罪捜査に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、犯罪捜査に支障が生ずるか否かについて判断する。

(ア) 仮に、県警が捜査中の時点で、本件請求文書が公開されると、実施機関が主張するように、本件企業が県警の捜査の対象となっていることを示すことになり、県警が既に把握している犯罪又は未だに把握していない犯罪を含め、本件企業が証拠隠滅等の対抗措置を行うなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとも考えられる。

(イ) しかしながら、本件企業の下水道法違反の事実発生時から10年以上が経過し、既に本件事件に関する捜査は終結していると考えられることから、本件企業が証拠隠滅等の対抗措置を行うなどの手段をとるとは考えられない。

(ウ) また、本件事件に関して、県警の捜査が本件企業に及んでいることは、上記 3 (1)のとおり新聞各社による報道により既に広く知られている状況であり、かつ、本件企業に関して、県警から実施機関に照会書が送付されることは容易に想像されるものであることから、本件請求文書の有無を明らかにするだけで、犯罪捜査の遂行に支障を及ぼすとは認められない。

エ したがって、本件請求文書が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第 7 条第 1 項第 3 号の非公開情報を公開することになるとは認められない。

オ 以上のことから、実施機関が、本件公開請求に対して、存否応答拒否による非公開決定を行ったことは、妥当ではないと判断する。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年12月12日	諮問書の受理
12月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成24年 1月17日	実施機関の弁明意見書を受理
1月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成25年 1月 4日	審査請求人の反論意見書を受理
1月 9日 (第146回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取 審査請求人の意見を聴取
2月 6日 (第147回審査会)	調査審議
3月 6日 (第148回審査会)	調査審議
4月12日 (第149回審査会)	調査審議
8月23日 (第153回審査会)	調査審議

9月17日

答申